

補綴歯科専門医認定研修機関の申請方法

補綴歯科専門医認定研修機関の申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

補綴歯科専門医認定研修機関には大学の講座や診療科を主体とする認定研修機関(甲)と、一般の診療所などを対象とする認定研修機関(乙)とがある。(乙)は(甲)と連携して認定研修にあたる。

・補綴歯科専門医認定研修機関(甲)の新規申請について

【申請資格】

1. 指導医が1名以上常勤していること。
2. 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有していること。
3. 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育、研修が行われていること。

【申請方法】

1. 申請書類

- (1) 補綴歯科専門医認定研修機関認定申請書 (様式22)
- (2) 指導医の勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式23)
- (3) 申請資格2. および3. に関する資料(例:図書一覧、研修一覧等)
上記の他に補綴歯科専門医認定小委員会より追加資料を求められる場合もある。
- (4) 直近1年間(4月~3月)の年次報告書 (様式30)

2. 申請料

下記、合計金額を振込の上、様式22へ振込日を記入すること。

	料金	消費税(10%)	合計
認定申請料	9,091円	909円	10,000円
認定審査料	27,273円	2,727円	30,000円
合計	36,364円	3,636円	40,000円

振込先:郵便振替口座番号:00100-9-565193

または他行からの振込の場合、

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 565193

加入者名(口座名義):日本補綴歯科学会認定審議会

※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

【補綴歯科専門医認定研修機関(甲)の認定】

補綴歯科専門医認定小委員会、補綴歯科専門医・認定合同委員会および学会(理事会)の議を経て、日本歯科専門医機構で承認される。

【認定証の交付】

事務局から認定の通知があった後、申請者は、登録料を上記振込先へ振込、補綴歯科専門医認定研修機関登録申請書(様式24)の必要事項を記入の上、学会事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

	料金	消費税(10%)	合計
登録料	9,091円	909円	10,000円

・補綴歯科専門医認定研修機関(乙)の新規申請について

【申請資格】

1. 指導医が1名以上常勤していること。
2. 必要により補綴歯科専門医認定研修機関(甲)の設備、図書等を利用できること。
3. 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育、研修が行われていること。

【申請方法】

1. 申請書類

- (1) 補綴歯科専門医認定研修機関認定申請書 (様式22)
- (2) 指導医勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式23)
指導医が施設長である場合には施設長の証明書に代えて、指導医が当該医療機関の管理者等であることを証明するもの
- (3) 補綴歯科専門医認定研修機関(甲)の承諾書 (様式25)
- (4) 歯科補綴学に関連する課題について定期的に開催している教育・研修の一覧(過去3年間の教育・研修について、①日時、②場所、③内容、④講師、を記載)
- (5) 教育・研修のための設備一覧
- (6) 教育・研修のための施設の概略図面
- (7) 継続して定期的に行っている教育・研修に関する指針(800字程度)
上記の他に補綴歯科専門医認定小委員会より追加資料を求められる場合もある。
- (8) 直近1年間(4月~3月)の年次報告書 (様式30)

2. 申請料

下記、合計金額を振込の上、様式22へ振込日を記入すること。

	料金	消費税(10%)	合計
認定申請料	9,091円	909円	10,000円
認定審査料	45,455円	4,545円	50,000円
合計	54,546円	5,454円	60,000円

振込先:郵便振替口座番号:00100-9-565193

または他行からの振込の場合、

ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 565193

加入者名(口座名義):日本補綴歯科学会認定審議会

※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

【補綴歯科専門医認定研修機関(乙)の認定】

補綴歯科専門医認定小委員会、補綴歯科専門医・認定合同委員会および学会(理事会)の議を経て、日本歯科専門医機構で承認される。

【認定証の交付】

事務局から認定の通知があった後、申請者は、登録料を上記振込先へ振込、補綴歯科専門医認定研修機関登録申請書(様式24)の必要事項を記入の上、学会事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

	料金	消費税(10%)	合計
登録料	9,091円	909円	10,000円